

二級建築士

実施: 公益財団法人 建築技術教育普及センター

合格＝資格保持者ではありません。登録・交付の手続きを終えてはじめて名乗る／業務に使うことができます。
必要書類の様式・提出先・受付方法は都道府県や単位会で異なるため、下の公式ページで必ずご確認ください。

手続きの流れ

1. 都道府県知事の免許登録が必要なことを確認する

二級建築士は都道府県知事の免許です。試験合格後、免許登録を受けて初めて「二級建築士」として業務を行えます。登録の事務は各都道府県の指定登録機関（都道府県建築士会）が行います。

<https://www.jaeic.or.jp/shiken/2k/>

確認済み（2026/7/25）
2. 実務経験など免許登録の要件を満たす

二級建築士の免許登録には、学歴等に応じた所定の実務経験が必要な場合があります。要件は学校の種類・課程により異なるため、必ず公式でご確認ください。

<https://www.jaeic.or.jp/shiken/2k/>

確認済み（2026/7/25）
3. 都道府県の指定登録機関へ申請し、費用を納付する

住所地または勤務地の都道府県の指定登録機関へ免許登録を申請します。登録免許税・登録手数料が必要です。金額・提出先・必要書類は各都道府県の建築士会でご確認ください。

<https://www.jaeic.or.jp/shiken/2k/>

確認済み（2026/7/25）

手続きの記録

申請書を提出した日		提出方法（窓口／郵送／オンライン）	
納めた金額の合計		追跡番号・受付番号	
登録証・免許証が届いた日		問い合わせ先の電話番号	

本シートは公式ページと照合して整理していますが、最新性・正確性を保証するものではありません。要件・金額・提出先は改定されることがあります。
お手続きの前に必ず各公式サイト・各都道府県／単位会でご確認ください。Qualor は登録手続きの代行や完了の保証、法的な判断を行いません。
発行: Qualor（qualor.net）／2026年8月28日 時点 <https://qualor.net/exams/nikyu-kenchikushi>